

# 次期農業・農村基本計画

## 骨子案



## 1 計画策定の趣旨等

- 本県農政の基本指針
- 「香川県次期総合計画」の下位計画
- 平成23年度を初年度として、平成27年度を目標年度とする5ヵ年計画

## 2 基本方針

- 県民の期待に応える食の安定供給
  - ・ 米麦の計画的生産や高品質な野菜・果樹などの生産振興
  - ・ 生産から消費に至る生産者などの安全・安心な取組みを助長
- 産業として自立できる農業の実現
  - ・ 生産、流通、消費を総合的に捉えた振興策を展開
  - ・ 生産面では、オリーブや「さぬきの夢2009」の作付拡大、県オリジナル品種の野菜や果樹の重点的な振興など、売れる農産物づくりを促進
  - ・ 流通・消費面では、国内外への販路開拓や農産物のブランド化、新たな農産加工品の開発、地産地消を推進
  - ・ これら農産物づくりを支える担い手の確保育成と生産条件の整備を推進
- 魅力ある農村の振興
  - ・ 地域資源や多面的・公益的機能を維持する集落機能を保全することが大切
  - ・ 県民の理解促進とともに、耕作放棄地の発生防止、鳥獣被害の軽減に向けた取組みを強化

## 3 現状・課題

### (1) 食料

- 食料自給率
  - ・ 平成20年度は、カロリーベースが37%、生産額ベースは90%
  - ・ 本県農業の生産面と消費面の特性を踏まえ、食料自給率の向上を進める必要
- 地産地消に対する県民の意識
  - ・ 県民の認知度は約90%で、実践している者は4人に1人
  - ・ 県民に対し地産地消の取組みを促すとともに、県産農産物の県内への流通量を増加させる必要
- 水稲
  - ・ 平成20年の作付延面積に占める水稲の割合は53%で、耕地利用上の重要な品目
  - ・ 収益性が低く、他産業並みの所得は得られにくい状況にあることから、多面的機能の保全の視点からも水稲作付けの位置づけを検討する必要

### (2) 農業

- 農業産出額
  - ・ 需要の緩和や作柄の影響による価格低迷などにより減少傾向
  - ・ 平成21年は755億円で、5年前に比べ7.8%の減少

- **農業所得**
  - ・ 平成 20 年の主業農家の農業所得は 420 万円で、ここ数年ほぼ一定
  - ・ 平成 20 年度の 10 人から 99 人規模の企業における男性労働者 1 人の給与である 435 万円とほぼ同額
  - ・ 農業専従者が 1.7 人である主業農家の農業所得は、他産業に比べると低水準
- **農業労働力**
  - ・ 平成 22 年の農業就業人口は 35,326 人で、5 年前に比べ 26.2%の減少
  - ・ その平均年齢は 69.1 歳で、5 年前に比べ 3 歳上昇
  - ・ 農業に主として携わる基幹的農業従事者や主業農家も減少
- **農地の利用**
  - ・ 平成 21 年の耕地利用率は 88.2%で、5 年前に比べ 6.7 ポイントの減少
- **耕作放棄地**
  - ・ 平成 21 年度の耕作放棄地は 5,244ha で、そのうち農用地域内で農地として利用すべき耕作放棄地は 1,184ha
  - ・ 耕作放棄地は、病虫害の発生源など営農や生活環境にも悪影響を及ぼすことから、その解消に努める必要
- **ブランド農産物**
  - ・ 平成 21 年度のさぬき特選「K. ブランド産品」は 24 品目 57 点であるが、消費者の認知度は 41%
  - ・ 消費者に支持される農産物のブランド化が必要
- **加工・業務用野菜**
  - ・ 平成 17 年の野菜需要に占める加工・業務用の割合は 55%で、20 年前に比べ 8%増加
  - ・ 県内に多く立地する食品産業のニーズに即した生産・供給体制が不十分
- **ほ場の整備**
  - ・ 近年 5 ヶ年間の年平均ほ場整備面積は 56ha で、10 年前に比べ 59%減少
  - ・ 担い手の確保と経営規模の拡大を図るため、計画的なほ場の整備が必要
- **ため池など農業水利施設**
  - ・ 農業水利施設の整備率は、中・小規模ため池が 21%、基幹的農業水利施設が 2%と低水準であり、老朽化による機能低下が発生し、農業者の負担が増加
  - ・ 農業水利施設の計画的な保全対策と管理体制の拡充等が必要

### (3) 農 村

- **多面的機能**
  - ・ 平成 13 年の農業・農村が持つ多面的機能は、国全体で 8 兆 2,226 億円／年で、本県はその約 0.7%に相当する 617 億円／年
  - ・ 国土保全や水源涵養など、地域資源の保全に向けた取組みが必要
- **鳥獣被害**
  - ・ 平成 21 年度の鳥獣被害の発生面積は 413ha、被害金額は 1 億 5,000 万円で、被害エリアは山間部から平野部へと拡大
  - ・ 営農意欲を著しく減退させ、農業振興上に大きな障害となることから、地域ぐるみでの自主的な対策が必要

## 4 施策体系

### 食の安定供給

#### (1) 現状・課題

- 小麦の平成 21 年産の作付面積は 1,520ha で、ピーク時の昭和 37 年産の 17,000ha に比べ大幅に減少
- 規模が小さいなど生産条件が脆弱な本県においては、穀類や飼料作物の生産拡大は解決すべき問題は多い
- 「さぬきの夢」と飼料用米等の需要先の確保
- 県産農産物は、京阪神を中心に県外への流通が主体

項目	現状値
うどん用小麦「さぬきの夢」の生産量	5, 1 4 1 t (平成 2 1 年産)

#### (2) 施策の展開方向

- ① 本県の生産と消費面での特性を踏まえた取組みを強化し、**食料自給率の向上**を図る。
- ② 不作付地の有効利用や実需者との連携を強化し、**うどん用小麦「さぬきの夢」などの作付拡大**を図る。
- ③ 食料自給率の向上や農業・農村が持つ多面的機能や集落機能を維持するため、飼料用米や米粉用米を含めた**地域に潤いをもたらす水稻の計画的な生産**を推進する。
- ④ 県民に対する地産地消の実践と、県産農産物の県内への流通量を増加させるため、「**食育**」と「**地産地消**」を推進する。
- ⑤ 消費者の信頼確保のため、食品表示の適正化を徹底するとともに、生産から消費に至る生産者等の安全・安心の自主的な取組みを助長し、**食のリスク管理の徹底**を図る。
- ⑥ 家畜の飼養衛生管理基準の遵守を促すとともに、風評被害を防ぐため県民に正確な情報を提供し、**危機への備えと対応**を推進する。

#### (3) 重点施策

- うどん用小麦「さぬきの夢」の作付拡大
  - ・ 平成 24 年秋播き麦から、県育成品種「さぬきの夢 2009」に全面切り替え
  - ・ 集落営農における二毛作の推進や認定農業者の作付拡大などによる不作付地等の有効活用を推進
  - ・ 「さぬきの夢」を使用したパンや素麺など新商品開発と消費者への P R
- 県産農産物の愛用
  - ・ 学校給食や社員食堂、給食施設での地産地消の推進
  - ・ 農産物の集荷や配送、加工品開発など新たな取組みを行う産直施設への支援
  - ・ 県内向け産地の育成や県産農産物の集荷、販売を優先して行う卸売市場への支援

## 売れる農産物づくり

### (1) 現状・課題

- 市場ニーズに対応した高品質な野菜や果樹の生産の維持・拡大
- 県産農産物の知名度を高めるため、他産地にはない高品質で独創的な品種の育成
- 加工・業務用の農産物を安定供給できる産地の育成と省力・低コスト生産技術の確立
- 有機農業やエコファーマーなど、環境に配慮した農業生産の普及が他県より低調

項目	現状値
県オリジナル品種の作付面積(野菜、果樹)	114ha (平成20年度)
オリーブ牛の出荷頭数	0頭 (平成21年度)

### (2) 施策の展開方向

- ① 他産地にはない高品質で独創的な品種を育成するとともに、国内外の産地間競争や地球温暖化に対応するため、**品質向上や省力化などに向けての技術開発**に取り組む。
- ② 全国有名店や量販店の個別ニーズに対応し、計画的かつ安定的に供給するため、県オリジナル品種と主要品目に重点化した上で、**高品質な野菜や果樹の生産拡大**を推進する。
- ③ 多様なニーズに対応した県オリジナルなどの新品种の導入・拡大、省エネルギー技術や花育の普及などにより、**全国一のマーガレットや松盆栽に続く特色ある花き栽培の拡大**を推進する。
- ④ 生産性の向上や低需要部位の利活用を促進するとともに、未利用資源を活用した特徴のある畜産物の開発・普及により、**讃岐三畜の生産振興とそのブランド化**を推進する。
- ⑤ 冷凍食品など優れた加工技術を有する食品産業に、県産農産物を定時・定量・定価格で供給できるよう**加工・業務用向け産地**を育成する。
- ⑥ 耕作放棄地などの不作付地を活用し、農外企業の参入促進や地域ぐるみの集団的な栽培などにより、**県花・県木オリーブの生産拡大**を推進する。
- ⑦ 安心して生産・販売ができる栽培技術の普及や販売面での後押しなどにより、有機農産物や特別栽培農産物の生産を振興し、**環境に配慮した農業生産方式の普及**に努める。
- ⑧ 立地条件や気象条件等の地域特性を最大限に生かし、茶や自然薯、サトウキビなど**特色ある農業生産**を推進する。

### (3) 重点施策

- 高品質な野菜や果樹の生産拡大
  - ・ 香川のイメージアップリーダーとなる県オリジナル品種や主要品目を重点的に推進
 

県オリジナル品種：さぬき姫、さぬきのめざめ、小原紅早生、県育成キウイフルーツなど 主要品目：レタス、ブロッコリー、ねぎ、トマト、みかん、ぶどう、ももなど
---
  - ・ 全国有名店や量販店のニーズに即した商品づくりに向けた濃密的な生産指導
  - ・ 新規栽培者や面積拡大に支障をきたしている初期投資の軽減と、選果選別など生産拡大を後押しする作業支援体制の強化

- 加工・業務用向け産地の育成
  - ・ レタスやねぎ、いちご、ニンニク、オリーブなどを対象品目として重点的に推進
  - ・ 加工適性に優れた栽培管理技術や品種等の選定・普及
  - ・ 省力・低コスト栽培体系の確立・普及による大口需要に対応した大規模経営化等の推進
- 高品質な讃岐三畜の生産振興
  - ・ 県産オリーブ飼料の増産とオリーブ牛の増頭を促進
  - ・ 讃岐三畜の安全性と品質向上に加え、未利用資源を活用した高付加価値化による特徴ある新たな商品づくりを推進
- オリーブの生産拡大
  - ・ 多様な担い手の生産拡大への初期投資の軽減支援と収穫や剪定など省力安定技術の開発普及
  - ・ 全国唯一のオリーブ関係の試験研究機関(農業試験場小豆分場・産業技術センター発酵食品研究所)の連携により、他県にはない有望品種の導入や特徴ある商品づくりの支援
  - ・ 選果機の導入等により、収穫後の迅速な加工処理を可能とする集出荷体制の強化
- 有機農業・環境保全型農業の推進
  - ・ ニーズに応じ供給するための技術支援
  - ・ エコファーマー及び有機農業者のネットワークへの支援
  - ・ マッチング活動による有機農産物等の販路の確保
  - ・ 有機農業者等と消費者との交流による理解促進

## 戦略的な流通・販売

### (1) 現状・課題

- さぬき特選「K. ブランド産品」を中心に、大都市の市場・全国有名店の関係者から高く評価される一方で、消費者の知名度が低い状況
- 安定した価格で取引できる相対取引や契約的取引の拡大
- 消費者の多様なニーズに対応できる特徴のある畜産物(加工品)の開発と販路拡大
- 輸出相手国の消費者や実需者ニーズに即した品目の生産と販売ルートの開拓

項目	現状値
県オリジナル品種の販売金額(野菜・果樹)	1, 630百万円(平成21年度)
6次産業化(農商工連携)新商品開発件数	14件(平成21年度)

### (2) 施策の展開方向

- ① 全国有名店への最高級果実の販路開拓と取引拡大、量販店等のニーズに対応した新鮮な野菜の安定供給により、消費者から支持される農産物のブランド化を推進する。
- ② 市場流通やインターネット販売など、消費者や実需者ニーズに即した多様な流通・販売システムと販売ルートの確立に取り組む。
- ③ 輸出相手国の消費ニーズ等を把握し、優位性の発揮できる農産物について、安定的に輸出できる生産・流通・販売体制を確立し、アジアを中心に輸出を促進する。
- ④ 産直施設の充実や卸売市場への働きかけ、学校給食や病院食用などへの県産農産物の活用促進など、地産地消による県内流通の促進に取り組む。
- ⑤ 農産物の生産活動のみならず、生産者自ら又は他の生産者や他産業と連携し、加工や販売等に取り組む、農業経営の多角化(農業の6次産業化)を推進する。

### (3) 重点施策

- 消費者から支持される農産物のブランド化
  - ・ 県オリジナル果実を中心にさぬき特選「K. ブランド産品」認証制度の見直し
  - ・ 全国有名果実専門店などの個別ニーズに即した商品づくりと安定出荷
  - ・ ブロッコリーの氷詰め出荷に続く、消費者ニーズに即した出荷形態の開発と拡大
- 多様な流通・販売システムの構築と販売ルートの確立及び輸出の促進
  - ・ 卸・仲卸業者など市場関係者との連携強化による相対取引や契約的取引の拡大
  - ・ マーケティングリサーチの強化と農業法人・認定農業者のネットワーク化による、生産者の顔の見える販売の促進
  - ・ アジア諸国の防疫条件等の把握とそれに対応した生産体制、輸送・販売ルートの確立
- 農業経営の多角化(6次産業化)の推進
  - ・ 農商工等連携による新商品等の開発とその原料を供給する産地づくり
  - ・ 異業種交流の促進やマッチング活動の強化によるビジネスチャンスの拡大
  - ・ 農業法人などの商品開発・販売力向上と加工処理施設の導入支援による経営の多角化

## 担い手の確保・育成

### (1) 現状・課題

- 法人化や経営の複合化・多角化による経営の安定と発展
- 農外企業も含めた新規就農者の早期経営安定化に向け、一貫したサポート体制の充実・強化と初期投資の負担軽減が必要

項目	現状値
農業所得 1,000 万円以上の農業法人数	41 法人※ (平成 21 年度)
新規就農者数	271 人 (平成 17～21 年度)

注) ※は農業経営課確認済分

### (2) 施策の展開方向

- ① 認定農業者に対し、経営の安定と発展のための法人化を推進するとともに、農業法人の経営の多角化やネットワーク化による経営発展や人材育成を支援するなど、**地域農業の核となる担い手の確保・育成**に取り組む。
- ② 経営発展を目指す意欲ある経営体を認定農業者に誘導するとともに、集落営農組織への参画と組織の法人化を推進するなど、**地域を支える担い手の確保・育成**に取り組む。
- ③ 農内外の多様な人材を確保するため、就農相談から経営の開始・定着までの一貫したサポート体制や雇用就農の推進などにより、**新規就農者の確保・育成**に取り組む。
- ④ 農外企業が必要とする農地や農作物についての情報を的確に提供するなど、相談活動を充実・強化し、**農外企業の参入を促進**する。
- ⑤ 多様な担い手に対し、農業大学校での体系的な研修や、目指す営農の姿をわかりやすくイメージできる情報を提供するなど、**経営の発展段階に応じた支援**を行う。
- ⑥ 規模拡大や経営の多角化を図る上で必要な労働力を確保・補完する農作業支援活動を促進するなど、**担い手の経営発展を助ける仕組みを強化**する。

### (3) 重点施策

- 核となる担い手の確保・育成  
(認定農業者)
  - ・ 普及指導員によるフォローアップ活動の強化と専門家による経営診断
  - ・ 法人化に向けた会計処理や雇用労働体制を整備
  - ・ 農地の利用集積や雇用の確保などによる経営規模拡大の促進
- (農業法人)
  - ・ ネットワーク化による人と情報の共有化や経営の多角化による経営発展を助長
  - ・ マーケティング能力を有した人材の育成
  - ・ 規模拡大を促進する雇用就農や「のれん分け就農」への支援
- 農外企業を含む新規就農者の確保・育成
  - ・ かがわ就農・就業相談会など就農相談やマッチング活動の充実
  - ・ 農業大学校や農業法人などでの実践研修の充実と初期投資の負担軽減
  - ・ 農外企業に対する情報提供と相談活動の充実・強化

## 生産条件の整備

### (1) 現状・課題

- 生産基盤の整備は鈍化傾向。地域の特色を活かした農業経営を展開するため、担い手のニーズに沿った生産基盤整備の推進が必要
- ため池など農業水利施設の老朽化による機能低下が発生し、農業者の負担が増加していることから、施設の保全対策及び保全管理体制の拡充が必要
- 農業者の減少や高齢化の進行、農作物価格の低迷などにより耕作放棄地が増加

項目	現状値
担い手への農地利用集積面積率	38% (平成21年度)
老朽ため池の整備箇所数 (累計)	3,265箇所 (平成21年度)
水路保全対策延長 (累計)	11km (平成21年度)

### (2) 施策の展開方向

- ① 農業振興地域制度や農地転用許可制度の的確な運用などにより、生産性の高い**優良農地**を確保する。
- ② 担い手などへの**農地の利用集積を促進**するとともに、集積した農地の効率的利用を促す。
- ③ 担い手の経営規模の拡大や土地利用率の向上を図るため、地域ぐるみで策定した「経営計画」に基づき、**担い手のニーズや地域の特色を活かした生産基盤の整備**を推進する。
- ④ 老朽化により機能が低下した、**ため池など農業水利施設の計画的な保全**に取り組むとともに、農業者のみならず、地域の多様な主体が参画し、地域自らの創意工夫により保全管理体制を拡充する。
- ⑤ 担い手や農外企業などが、農業上利用増進を図る必要がある耕作放棄地にオリーブなどの植栽を推進し、**耕作放棄地の解消を促進**する。

### (3) 重点施策

- 農地の利用集積の促進
  - ・ 担い手などに対する農地の利用集積・集団化の促進
  - ・ 農地利用集積円滑化団体や農業委員会などが行う農地の利用集積活動を促進
  - ・ 農地情報の提供の促進
- 生産基盤の整備・保全
  - ・ 担い手のニーズに沿った「経営計画」を策定し、地域の合意を得たほ場整備の推進
  - ・ 老朽化した農業水利施設の計画的な保全対策の推進
  - ・ 地域自らの創意工夫により農業水利施設の保全に取り組む管理体制の拡充・支援
- 耕作放棄地解消の促進
  - ・ 農地のマッチング活動の充実
  - ・ 再生作業や施設整備などへの助成
  - ・ オリーブの植栽推進や市民農園、農業体験施設の整備

## 魅力ある農村の振興

### (1) 現状・課題

- 農業従事者の減少や高齢化、混住化の進行により弱体化する集落機能の保全が必要
- 都市住民の農村に対する期待が高まる中、新たな交流需要の創出が必要
- 中山間地域が有する豊富な地域資源を有効活用した、新たな産業の創出が重要
- 鳥獣被害対策については地域ぐるみでの取り組みが必要

項目	現状値
グリーン・ツーリズム関連施設の交流人口	970千人(平成21年度)

### (2) 施策の展開方向

- ① 集落での話し合いや共同作業の活発化により、農地の荒廃防止や農業用施設の保全管理対策等を促進し、**地域住民との協働による多面的機能の維持**に取り組む。
- ② 農村の生活環境の向上や農村の自然や美しい景観を保全し、将来世代へと継承するため、**環境や景観に配慮した農村整備**に取り組む。
- ③ 野生鳥獣の個体数・動向調査などに基づく広域での一斉捕獲や追い払いの実施と、地域リーダーや指導者の育成により、**地域ぐるみでの自主的な鳥獣被害対策を推進**する。
- ④ グリーン・ツーリズムの新たな活動モデルを構築するとともに、市町や農業者等による情報発信や交流活動への支援、他県等の連携により、**都市住民との交流を促進**する。
- ⑤ 地域の特性を活かしたアグリビジネスを推進するとともに、新たな人材の呼び込みや都市住民との交流を促進するなど、**農村の6次産業化と定住促進**に取り組む。
- ⑥ 食品廃棄物・生ごみや稲わらなどを中心として、バイオマス資源の経済的な利活用の可能性を検討するなど、**農村における資源の循環利用を促進**する。

### (3) 重点施策

- 地域住民との協働による多面的機能の維持
  - ・ 集落協定に基づく継続的な農業生産活動への支援
  - ・ 農業者をはじめ、自治会など多様な主体が参加して行う、農地やため池、水路などの保全・管理についての協働活動への支援
  - ・ 都市部の小学生などへの体験学習によるため池や農業施設の役割や機能の理解促進
- 鳥獣被害対策の推進
  - ・ 住民への被害対策の理解促進や餌付け防止、追い払いなど、地域ぐるみでの自主的な取り組みの支援と普及
  - ・ 有害鳥獣捕獲や侵入防止対策への支援
  - ・ 複数市町の連携した取り組みや県域など広域的な対策を推進
- 都市住民との交流促進
  - ・ グリーン・ツーリズムの新たな活動モデルの構築
  - ・ グリーン・ツーリズムに取り組む市町や農業者等の情報発信や交流活動への支援
  - ・ 四国4県や岡山県、旅行会社等と連携した、グリーン・ツーリズムの「ツアー商品化」による新たな交流需要の創出

## <参 考> 施策体系

基本方針	大項目	小項目
県民の期待に応える食の安定供給	①食の安定供給	①食料自給率の向上 ②うどん用小麦「さぬきの夢」などの作付拡大 ③地域に潤いをもたらす水稻の計画的な生産 ④「食育」と「地産地消」の推進 ⑤食のリスク管理の徹底 ⑥危機への備えと対応
	②売れる農産物づくり	①品質向上や省力化などに向けての技術開発 ②高品質な野菜や果樹の生産拡大 ③全国一のマーガレットや松盆栽に続く特色ある花き栽培の拡大 ④讃岐三畜の生産振興とブランド化の推進 ⑤加工・業務用向け産地の育成 ⑥県花・県木オリーブの生産拡大 ⑦環境に配慮した農業生産方式の普及 ⑧特色のある農業生産
	③戦略的な流通・販売	①消費者から支持される農産物のブランド化の推進 ②消費者や実需者ニーズに即した多様な流通・販売システムと販売ルートの確立 ③アジアを中心とした輸出の促進 ④地産地消による県内流通の促進 ⑤農業経営の多角化(農業の6次産業化)の推進
	④担い手の確保育成	①核となる担い手の確保・育成 ②地域を支える担い手の確保・育成 ③新規就農者の確保・育成 ④農外企業の参入促進 ⑤経営の発展段階に応じた支援 ⑥担い手の経営発展を助ける仕組みの強化
	⑤生産条件の整備	①優良農地の確保 ②農地の利用集積の促進 ③担い手のニーズや地域の特色を活かした生産基盤の整備 ④ため池など農業水利施設の計画的な保全 ⑤耕作放棄地の解消の促進
魅力ある農村の振興	⑥魅力ある農村の振興	①地域住民との協働による多面的機能の維持 ②環境・景観に配慮した農村整備 ③鳥獣被害対策の推進 ④都市住民との交流促進 ⑤農村の6次産業化と定住促進 ⑥農村における資源の循環利用の促進
	⑦関係機関・団体との連携・役割分担	